



ときは、都道府県知事に対し、説明を求めることができる。

3 農林水産大臣は、毎年、第一項の規定により提出を受けた資料又は前項の規定により受けた説明により把握した都道府県面積目標の達成状況を公表するものとする。

4 農林水産大臣は、都道府県面積目標の達成状況又は当該都道府県における農業振興地域整備計画の変更の状況を勘案して必要があると認めるとときは、都道府県知事に対し、農用地等の確保のために必要な措置について、地方自治法第二百四十五条の第四項の技術的な助言又は勧告を行ふものとする。

(農用地等の確保を図るための是正の要求の方式)

第五条の三 農林水産大臣は、前条第一項の規定により提出を受けた資料又は同条第二項の規定により受けた説明により把握した都道府県面積目標の達成状況が著しく不十分であると認める場合において、次に掲げる都道府県知事の事務の処理が農用地等の確保に支障を生じさせることが明らかであるとして地方自治法第二百四十五条の五第一項の規定による求めを行うときは、当該都道府県知事が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

一 第八条第一項の規定による指定に関する事務  
二 第七条第一項の規定による変更又は解除に関する事務  
三 第八条第四項（第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による同意に関する事務  
四 第十三条第三項の規定による指示に関する事務

### 第三章 農業振興地域の指定等

(農業振興地域の指定)

第六条 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針に基づき、一定の地域を農業振興地域として指定するものとする。

2 農業振興地域の指定は、その自然的経済的社會的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域で、次に掲げて指定するものとする。

一 その地域内にある土地の自然的条件及びその利用の動向からみて、農用地等として利用すべき相当規模の土地があること。

二 その地域における農業就業人口その他の農業経営に関する基本的条件の現況及び将来の

見通しに照らし、その地域内における農業の生産性の向上その他農業經營の近代化が図られる見込みが確実であること。

三 國土資源の合理的な利用の見地からみて、その地域内にある土地の農業上の利用の高度化を図ることが相当であると認められるこ

率的かつ総合的な利用の促進のためのこれら の土地に関する権利の取得の円滑化その他農業上の利用の調整（農業者が自主的な努力により相互に協力して行う調整を含む。）に関する事項

四 農業の近代化のための施設の整備に関する事項  
四の二 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

五 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項で、農業經營の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進と相まつて推進するもの

六 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

七 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針の変更により又は経済事情の変動その他情勢の移動により必要が生じたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

2 前条第四項から第六項までの規定は、前項の規定による変更又は解除について準用する。

### 第四章 農業振興地域整備計画

(市町村の定める農業振興地域整備計画)

第八条 都道府県知事の指定した一の農業振興地域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、政令で定めるところにより、その区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない。

2 農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農用地等として利用すべき土地の区域（以下「農用地区域」という。）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分

二 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

いて総合的に農業の振興を図るために必要な事項を一括して定めるものでなければならない。

2 市町村の定める農業振興地域整備計画のうち農用地等及び農用地等とすることが適当な土地であつて、次に掲げるものにつき、当該農業振興地域における農業生産の基礎の保全、整備及び開発の見地から必要な限度において農林水産省令で定める基準に従い区分する農業上の用途を指定して、定めるものでなければならない。

3 市町村の定める農業振興地域整備計画のうち農用地等及び農用地等とすることが適当な土地であつて、次に掲げるものにつき、当該農業振興地域における農業生産の基礎の保全、整備及び開発の見地から必要な限度において農林水産省令で定める基準に従い区分する農業上の用途を指定して、定めるものでなければならない。

4 市町村の定める農業振興地域整備計画のうち農用地等及び農用地等とするものが、これに準ずる事業で、農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成その他の農林水産省令で定めるものの施行に係る農業の振興が森林の整備その他林業の振興と密接に関連する農業振興地域における農業振興地域整備計画にあつては、前項第二号から第六号までに掲げる事項を定めるに当たり、あわせて森林の整備その他林業の振興との関連をも定めるものとする。

5 市町村は、第一項の規定により農業振興地域整備計画を定めようとするときは、政令で定めるところにより、当該農業振興地域整備計画のうち第二項第一号に掲げる事項に係るもの（以下「農用地利用計画」という。）について、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならぬ。

6 市町村は、第一項の規定により農業振興地域整備計画を定めようとするときは、政令で定めるところにより、当該農業振興地域整備計画のうち第二項第一号に掲げる事項に係るもの（以下「農用地利用計画」という。）について、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならぬ。

7 都道府県は、前項の規定により農業振興地域整備計画を定めようとするときは、政令で定めるところにより、当該農業振興地域整備計画のうち第二項第一号に掲げる事項に係るもの（以下「農用地利用計画」という。）について、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならぬ。

8 市町村の定める農業振興地域整備計画のうち、前条第二項第二号から第六号までに掲げる事項で受益の範囲が広域にわたるものその他当該都道府県における農業振興地域を通ずる広域の見地から定めることが相当であるものを内容とする農業振興地域整備計画を定めなければならない。

2 都道府県は、前項の規定により農業振興地域整備計画を定めようとするときは、関係市町村の同意を得なければならない。

3 農業振興地域整備計画は、農業振興地域の自然的経済的社會的諸条件を考慮して、当該農業振興地域において総合的に農業の振興を図るために必要な事項を一括して定めるものでなければならない。

4 市町村の定める農業振興地域整備計画のうち農用地等及び農用地等とするものが、同号に規定する非農用地区域内の土地その他政令で定める土地は含まれないものとする。

5 農業振興地域整備計画のうち第八条第二項第六号に掲げる事項に係るものは、同号に規定する施設がその整備の目的に即して効率的かつ適切に利用されるように定めるものでなければならない。

6 市町村は、農業振興地域整備計画を定めようとするときは、その旨を公告し、当該農業振興地域整備計画の案の縦覧等





規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同条第一項の権利に係る土地を当該農用地利用集積等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為。

六 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第九条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第二条第三項第三号の権利に係る土地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為。

七 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第五条第一項の規定により作成された活性化計画（同条第四項各号に掲げる事項が記載されたものに限る。）に従つて同条第二項第二号に規定する活性化事業の用に供するために行う行為。

八 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で農林水産省令で定めるもの。

九 非常災害のために必要な応急措置として行う行為。

十 公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるもので農林水産省令で定めるもの。

十一 農用地区域が定められ、又は拡張された際既に着手していた行為。

前項の許可は、当該開発行為に係る土地の所在地を管轄する市町村長を経由してしなければならない。ただし、当該市町村長が指定市町村の長である場合は、この限りでない。

三 市町村長（指定市町村の長を除く。）は、前項の規定により許可の申請書を受理したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に送付しなければならない。この場合において、当該市町長は、当該申請書に意見を付すことができない。

四 都道府県知事等は、第一項の許可の申請があつた場合において、次の各号に該当する場合において、次の各号に該当する場合において、当該申請書に意見を付すことができる。

二 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等において土砂の流出又は崩壊その他の耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させるおそれがあること。

三 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

四 第一項の許可には、当該開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。

五 第一項の許可には、当該開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。

六 都道府県知事等は、第一項の許可をしようとするとき（当該許可に係る開発行為が三十アールを超える農地法第二条第一項に規定する農地（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する農地）に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすことにより、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、農用地区域内にある農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、その者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

七 前項に規定するもののほか、都道府県知事等は、第一項の許可をするため必要があると認めるとときは、都道府県機構の意見を聞くことができる。

八 国又は地方公共団体が農用地区域内において開発行為（第一項各号のいずれかに該当する行為を除く。）をしようとする場合には、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。（農地等の転用の制限）

九 第一項に規定するものほか、指定市町村の長は、農用地区域内に規定する指定市町村に規定する農地及び採草放牧地についての同法第四条第一項及び第五条第一項の許可に関する処分を行うに当たつては、これらの土地が農用地利用計画において指定された用途以外の用途に供されないようにしなければならない。

一〇 第一項に規定するもののほか、指定市町村の指定及びその取消しに係る必要な事項は、政令で定める。

### (監督処分)

**第十五条の三** 都道府県知事等は、開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、前条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に

付した同条第五項の条件に違反して開発行為を行つた者又は偽りの他の不正な手段により同条第一項の許可を受けて開発行為をした者に対する開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。（農用地区域以外の区域内における開発行為についての勧告等）

**第十六条** 都道府県知事等は、農業振興地域の区域のうち農用地区域以外の区域内において開発行為を行つている者がある場合において、その開発行為により、農用地区域内にある農用地等において土砂の流出若しくは崩壊その他の耕作若しくは養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させ、又は農用地区域内にある農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、農用地区域内にある農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、その者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

**第十七条** 都道府県知事等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

**第十八条** 農業委員会は、農業委員会等に関する法律第六条第二項の規定に基づき、農用地区域内ににある土地について、その土地の農業上の利用を確保するため、所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転のあつせんを行うに当たつては、農業振興地域整備計画に基づき、その土地に関する権利の取得があつせん）（農地等についての権利の取得のあつせん）

（協定の締結等）  
**第十八条の二** 農用地利用計画において第三条第四号に掲げる土地としてその用途が指定された土地において同号に規定する施設を適切に配置し、農業生産を円滑かつ効率的に進めるとするため、農用地利用計画において第三条第四号に規定する施設のうち適切に配置されることが當農環境の確保上特に必要と認められる農水産省令で定める施設の用に供することを予定する土地を含む農業振興地域内にある相当規模の一団の土地（公共施設の用に供することを予定する土地の区域の設定及びこれと併せて行う開発行為により、農用地区域内にある農用地等において土砂の流出若しくは崩壊その他の耕作若しくは養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させ、又は農用地区域内にある農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、農用地区域内にある農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、その者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

二 協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 協定の目的となる土地の区域（以下「協定区域」という。）

二 協定に係る施設

三 協定区域の区分で次に掲げるもの

イ 前号に掲げる施設の用に供することを予定する土地の区域

ロ 前号に掲げる施設の用に供しないことを予定する土地の区域

四 協定の有効期間

三 予定する土地の区域

イ 前号に掲げる区域に係る協定の違反があつた場合の措置

四 第三号ロに掲げる区域に係る協定の違反があつた場合の措置

五 第三号イに掲げる区域に係る協定の違反があつた場合の措置

六 第三号ロに掲げる区域に係る協定の違反があつた場合の措置

七 第三号イに掲げる区域に係る協定の違反があつた場合の措置

八 第三号ロに掲げる区域に係る協定の違反があつた場合の措置

九 第三号イに掲げる区域に係る協定の違反があつた場合の措置

一〇 第三号ロに掲げる区域に係る協定の違反があつた場合の措置

一一 第三号イに掲げる区域に係る協定の違反があつた場合の措置

一二 第三号ロに掲げる区域に係る協定の違反があつた場合の措置

一二 協定においては、前項各号に掲げるもののほか、農業振興地域内にある土地のうち協定区域に隣接した土地であつて、協定区域の一部とすることが当該協定の目的の達成上必要なものとして協定区域の土地とすることを予定するもの（以下「協定区域予定地」という。）を定めることができる。この場合において、協定区域予定地は、同項第三号イ又はロに掲げる区域に区分されたものでなければならない。

一三 協定においては、第二項第三号イに掲げる区域（協定区域予定地のうち同号イに掲げる区域として区分された土地の区域を含む。）は、農用地利用計画において第三条第四号に掲げる土

地としてその用途が指定された土地の区域内に設定されるものでなければならない。

5 協定については、協定区域内の土地に係る土地所有者等の全員の合意がなければならぬ。

6 協定の有効期間は、十年を超えてはならない。  
(協定の内容と法令等との関係)

**第十八条の三** 協定の内容は、この法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令(条例を含む)並びにこれらに基づく处分に違反するものであつてはならない。

2 協定の内容は、法令に基づき策定された国又は地方公共団体の計画に適合するものでなければならない。  
(協定の総覧等)

**第十八条の四** 市町村長は、第十八条の二第一項の認可の申請があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該協定を当該公告の日から二週間関係人の総覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の総覧期間満了の日までに、当該協定について、市町村長に意見書を提出することができる。  
(協定の認可)

**第十八条の五** 市町村長は、第十八条の二第一項の認可の申請が次の各号のすべてに該当するときは、当該協定を認可しなければならない。

一 申請の手続又は協定の内容が法令に違反するものでないこと。

二 協定区域(協定において協定区域予定地の区域を定める場合には、当該協定区域予定地の区域を含む。)が協定の目的を達成するため必要な相当の規模を有し、かつ、協定に係る施設による當農環境への影響の及ぶ範囲を超えるものであると認められること。

三 前号に掲げるもののほか、協定の内容が土地の利用を不当に制限するものでないことその他妥当なものであること。

四 協定の内容が農業振興地域整備計画の達成に資すると認められるものであること。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該協定の写しを当該市町村の事務所に備えて公衆の総覧に供するとともに、協定区域である旨を当該協定区域内に明示しなければならない。

**(協定の変更)**

**第十八条の六** 協定に係る土地所有者等は、協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、全員の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の認可について準用する。

**第十八条の七** 第十八条の五第二項(前条第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。)の規定による認可の公告があつた協定に定める事項のうち、第十八条の二第二項第三号ロに掲げる区域に関する事項は、その公告があつた後において当該区域内の土地に係る土地所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。  
(協定の効力)

**第十八条の八** 第十八条の五第二項の規定による認可の公告があつた後いつでも、第十八条の二第二項第三号イに掲げる区域内の土地に係る土地所有者等となつた者又は協定区域予定地の区域内の土地に係る土地所有者等は、市町村長に對して書面でその意思を表示することによって、協定に参加することができる。この場合において、協定区域予定地の区域内の土地に係る土地所有者等で当該意思を表示したものに係る土地の区域は、その意思の表示があつた時以後、同条第三項の規定により協定において定めるところに従い、同条第二項第三号イ又はロに掲げる区域の一部となるものとする。  
(協定への参加)

**第十八条の九** 協定に係る土地所有者等は、協定区域予定地の区域内の土地(第十八条の二第二項第三号イに掲げる区域として区分された土地を除く。)に係る土地所有者等に対し当該協定への参加を求めた場合においてその参加を承諾しない者があるときは、全員の合意により、市町村長に対し、その者の承諾を得るために必要なあつせんをなすべき旨を申請することができ  
(協定への参加のあつせん)

**第十八条の十** 協定に係る土地所有者等は、第十八条の二第一項の認可をした後においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。  
(協定の廃止)

**第十八条の十一** 市町村長は、第十八条の二第一項又は第十八条の六第一項の認可をした後において、当該認可に係る協定の内容が第十八条の五第一項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったときは、当該協定の認可を取り消るものとする。  
(協定の取消し)

**第十八条の十二** 農業者その他の土地所有者等に係る土地が利益を受け、又は農業者その他の者の共同の利用に供されている農業振興地域において協定区域予定地の区域内の土地が協定区域内の土地となつた場合について準用する。  
(施設の維持運営に関する協定の締結等)

**第十八条の十三** 国及び地方公共団体は、第十八条の二第一項又は第十八条の十二第一項の協定の締結及びその適切な運用のために必要な助言及び指導を行うように努めるものとする。  
(適用除外)

**第十九条** 農用地区域内にある土地であつて、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十二条第一項の規定による告示(他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。)があり、かつ、その告示に係る事業の用に供されるものについては、この章の規定を適用しない。

**第六章 雜則**

**(援助)**

**第二十条** 国及び都道府県は、農業振興地域整備計画の作成及びその達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせん、経費の補助その他援助を行なうよう努めるものとする。

かつ、当該協定の内容からみてその者に対し参加を求めることが特に必要であると認めるときは、あつせんを行うことができる。

4 協定を変更し、又は廃止する場合の手続

5 協定の有効期間

三 協定成立後に協定に参加し、又は脱退する者に関する事項

四 協定を変更し、又は廃止する場合の手続

五 協定の有効期間

六 その他必要な事項

二 協定において定める施設の維持運営に関する事項の内容が適切であり、かつ、農業振興地域整備計画の達成に資するものであることを。

一 農業用用排水施設に係る協定にあっては相当部分が協定に参加していること。

二 協定において定める施設の維持運営に関する事項の内容が妥当なものであることを。

三 市町村長は、第一項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。

四 市町村長は、第一項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。

五 市町村長は、第一項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。

六 市町村長は、第一項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。

二 協定において定める前項第三号から第六号までに掲げる事項の内容が妥当なものであることを。

三 協定において定める前項第三号から第六号までに掲げる事項の内容が妥当なものであることを。

四 市町村長は、第一項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。

五 市町村長は、第一項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。

六 市町村長は、第一項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。









